

令和7年度 岡山県立烏城高等学校 校内ルール

令和7年4月1日

1 保護者等・生徒への連絡

- ① 家庭への連絡は、学校の電話から家庭の電話にする。(保護者等連絡)
- ② 家庭の電話で保護者等に連絡がつかない場合、学校の電話から保護者等・生徒の携帯電話に連絡する。
- ③ 原則教員個人の携帯電話は連絡に使用しない。
- ④ 休日の部活動や校外での活動時など、急な対応があるときに限り携帯電話・メール等を使用する。メールは日時・場所等の事務連絡のみとする。
- ⑤ やむを得ず教員個人の携帯電話から生徒の携帯電話に連絡した場合は、事後速やかに管理職に報告する。
- ⑥ 教員が生徒と LINE などの SNS を利用して連絡を取り合うことは、禁止する。
- ⑦ 必要のないときは携帯電話を持ち歩かない。

2 個人情報の保護・管理

- ① 岡山県教育情報セキュリティポリシーを遵守する。
- ② テスト答案の持ち帰りは原則として禁止する。
➤やむを得ず持ち帰る場合は、管理職の了解を得て、適切に扱うこととする。

3 教員の自家用車に生徒を同乗させる場合

- ① 生徒を教員の自家用車に同乗させることは、原則禁止とする。
- ② 生徒引率等で他に適当な交通手段がなく、同乗させる必要が生じたときは、事前に「自家用車生徒同乗使用申請書」に保護者等の「同意書」を添えて教頭に提出し、許可を得る。
- ③ 緊急に生徒を同乗させる必要が生じたとき
➤管理職の了解を得て同乗させ、事後速やかに報告する。
➤引率先等で管理職への連絡がつかない場合は、引率者の判断で同乗させ、事後できるだけ速やかに管理職に報告する。
➤生徒を同乗させる場合は、全て内規に規定してある保険に加入している自家用車でなければならない。

4 生徒との個別面談や個別の学習指導における申し合わせ

- ① 原則として、教室等で生徒と教員が1対1になることを避けること。
➤ただし、相談室の利用の手続きに則った教育相談活動は除く。
- ② 外から中の様子を見ることが出来る教室等を使用する。
➤準備室等、すりガラスで中の様子が見えない部屋での個別対応は行わない。
- ③ 個別面談や個別学習を行う場合は、対象生徒名と場所、予定時間を他の教員に伝えておく。
- ④ 個別の面談や指導に当たっては、生徒の体には触れないこと。

5 徴収金の取扱い

- ① 実習費等の集金・支出等については、内規に規定してある流れに従い、適切に処理をする。
- ② 部活動全国大会出場に関わる自己負担金の集金については、内規に従い、適切に処理をする。

6 セクハラ・パワハラ対応について

- ① セクハラ・パワハラ防止及び排除に努めるとともに、問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処し、風通しの良い職場づくりに努める。
- ② 生徒の相談窓口を養護教諭とする。教職員の相談窓口を、教頭、養護教諭とする。